

大分労発基 0221 第 2 号
平成 30 年 2 月 21 日

一般社団法人大分県建設業協会長 殿

大分労働局長



「Safe Work OITA 建設業年度末労働災害防止活動強化月間」の実施について

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成 29 年の大分県下の建設業における死傷災害（休業 4 日以上）は、平成 30 年 2 月速報値で前年同月より 18 人（8.1%）少ない 204 人となっていますが、死亡災害については、前年を 3 人上回る 8 人となっています。

このような状況の中、建設業においては、年度末の 3 月に多くの工事が完了期を迎え、慌しくなることや、昨年九州北部豪雨、台風 18 号による災害復旧・復興工事の本格施工が見込まれることから、死亡災害等の重篤な災害の発生が懸念される所です。

このため、平成 30 年 3 月 1 日から 3 月 31 日までの間を「Safe Work OITA 建設業年度末労働災害防止活動強化月間」とし、労働災害防止の徹底を図ることとしました。

つきましては、本月間の趣旨を御理解の上、会員事業場に対し、別添「Safe Work OITA 建設業年度末労働災害防止活動強化月間実施要綱」の別紙「重点実施事項」が確実に実施されるよう周知いただくとともに、貴職においても、自主的な安全活動を展開していただくよう併せてお願い申し上げます。

【担当】

大分労働局労働基準部健康安全課
主任安全専門官 後藤
電話 097-536-3213

「Safe Work OITA 建設業年度末労働災害防止活動強化月間」実施要綱

1 趣旨

平成 29 年の大分県下の建設業における死傷災害（休業 4 日以上）は、平成 30 年 2 月速報値で前年同月より 18 人（8.1%）少ない 204 人となる一方、死亡災害については、前年を 3 人上回る 8 人となっている。

このような中、建設業においては、年度末の 3 月に多くの工事が完了期を迎え、慌しくなることや、昨年九州北部豪雨、台風 18 号による災害復旧・復興工事の本格施工が見込まれることから、死亡災害等の重篤な災害の発生が懸念される。

また、例年 3 月には、建設業で最も多くの死傷災害が発生している状況にある。

このため、平成 30 年 3 月を「Safe Work OITA 建設業年度末労働災害防止活動強化月間」とし、建設事業関係者の自主的な安全衛生活動を促進し、実施期間中の労働災害防止の徹底を図ることとする。

2 実施期間

平成 30 年 3 月 1 日～平成 30 年 3 月 31 日

3 主唱者

大分労働局

4 実施者

建設事業者、建設業関係団体（建設業労働災害防止協会大分県支部・大分県建設業協会）、公共工事発注機関

5 実施事項

（1）主唱者の実施事項

- ア 建設業労働災害防止協会大分県支部、大分県建設業協会及び公共工事発注機関に対する要請の実施
- イ 各種会議、集団指導等あらゆる機会を捉え、本月間の趣旨及び具体的取組事項についての周知徹底
- ウ 建設業労働災害防止協会大分県支部等との合同安全パトロールの実施
- エ 県下 5 労働基準監督署による集中的な監督指導の実施

（2）建設業関係団体の実施事項

- ア 会員事業場に対する自主的な取組の周知徹底
- イ 会員事業場が実施する各種取組に対する指導援助
- ウ 安全パトロール等の実施

（3）公共工事発注機関の実施事項

- ア 関係工事施工業者が実施する各種取組に対する指導援助
- ウ 安全パトロール等の実施

（4）建設事業者の実施事項

別紙「重点実施事項」に掲げる取組を実施する。

重点実施事項

1 基本的事項

- (1) 「安全の見える化運動」を積極的に取り入れ、「トップの安全宣言」、「危険・有害性」、「安全衛生のルール」、「私の安全宣言」の見える化を実施すること。
- (2) 現場管理者等による的確な安全作業指示の徹底を図ること。
- (3) 作業開始前に安全朝礼及び安全衛生ミーティングを実施すること。
作業内容を変更する場合は、必ず安全衛生ミーティングを実施し、関係労働者に周知徹底すること。
- (4) 労働者を雇入れた場合や危険・有害な作業を行わせる場合は、必ず安全衛生教育を実施し、労働者の安全衛生意識の高揚を図ること。
- (5) 安全帯、保護帽、安全靴、呼吸用保護具等の着用を徹底すること。
- (6) 経営トップによる建設工事現場の安全パトロールを実施すること。
- (7) リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムを積極的に導入すること。

2 墜落・転落による労働災害防止対策

- (1) 高さが2 m以上の場所で作業を行う場合は、安全な作業床を設けること。
- (2) 高さ又は深さが1.5 m以上の場所で作業を行う場合には、安全に昇降することのできる昇降設備を設けること。
- (3) 足場、仮設通路、昇降設備、屋根、開口部、法面等については、手すり、囲い、親綱等の墜落・転落防止設備を設けること。
- (4) 脚立、はしご、うま足場、ローリングタワー等については、作業前に安全点検を行うとともに、当該用具の安全な使用方法を関係労働者に周知すること。
- (5) 木造家屋等低層住宅建築現場においては、上棟等の前に足場を先行して組み立てること。また、躯体内側に安全ネット等を張るなどの墜落防止措置を講じること。
- (6) 高齢者に対しては、従事する作業について高所作業を地上の作業に置き換えるなど身体能力に応じた配慮を行うこと。
- (7) 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づき、手すり先行工法等の「より安全な措置」を講じること。
- (8) 高さが2 m以上で墜落等のおそれがある場所で作業を行う場合は、労働者に安全帯の使用を徹底させること。足場の組立て・解体作業時は、「安全帯の二丁掛」を基本とすること。また、特殊な形状の足場の組立・解体や、建物や足場の形状から墜落時に労働者の救出に時間を要する場所での作業においては、原則として、ハーネス型安全帯を使用すること。

3 車両系建設機械等による労働災害防止対策

- (1) 建設機械のオペレーターは、シートベルトを着用すること。
- (2) 転倒又は路肩からの転落を防止するための対策を講ずること。
- (3) 作業範囲内及び旋回範囲内に労働者を立ち入らせないこと。労働者を立ち入らせる場合には、誘導員を配置すること。
- (4) 荷のつり上げ等の用途外使用を行わせないこと。

4 土砂崩壊等による労働災害防止対策

- (1) 掘削箇所周辺の地質、埋蔵物等の有無、浮石等の調査を事前に実施するとともに、調査に基づく土砂等の崩壊対策を講ずること。
- (2) 掘削を行うときは、土止め支保工を早めに設置するなど、土砂崩壊を防止する対策を講ずること。
- (3) 作業箇所上部の地山の崩壊、浮石の落下等の防止対策を講ずること。

5 各建設現場 2 項目重点労働災害防止運動

- (1) 各建設現場において関係労働者の意見を取りまとめ、それぞれの建設現場で特に遵守すべき安全の取組を 2 項目に絞り込み、その実施を図ること。
- (2) 朝礼等において、毎日の唱和・指差呼称により労働者の安全意識レベルを高め、更なる安全への意思統一を図ること。

6 STOP！転倒災害プロジェクト

- (1) 作業通路における段差や凸凹、突起物、継ぎ目等をできるだけなくすこと。
- (2) 4S（整理、整頓、清掃、清潔）の徹底による床面の水漏れや油汚れ等のほか、台車等の障害物の撤去すること。
- (3) 照度の確保、手すりや滑り止めを設置すること。

7 感電防止のための絶縁用保護具の使用を徹底すること。

8 木材加工用機械の安全装置を有効な状態で使用すること。

9 交通労働災害防止対策のためのガイドライン等の周知徹底を図ること。

10 強風、大雨等の悪天候時には、高所作業等の屋外作業は中止すること。